

令和元（2019）年度

第3回 市町村議会議員特別セミナー

研 修 報 告 書



研修日時 2020（令和2）年1月27日・28日

研修場所 全国市町村国際文化研修所（JIAM）

主 催 財団法人 全国市町村研修財団

全国市町村国際文化研修所

報告者 東野 敏弘

講義内容

1月27日（月）

開講式

藤原学長挨拶
（276人の参加者）
日程説明・諸注意

講義①

「社会福祉と財政システム」

京都大学大学院経済学研究科／地球環境学堂教授

諸富 徹 氏

（講師紹介）

1993年同志社大学経済学部卒業。1998年京都大学大学院経済学研究科博士課程修了。1998年横浜国立大学経済学部助教授、2002年同大学院経済学研究科助教授、2006年同公共政策大学院助教授、2008年同大学院経済学研究科准教授、2010年より現職。この間、内閣府経済社会総合研究所客員主任研究官、ミシガン大学客員研究員を歴任。経済産業省「総合資源エネルギー調査会」臨時委員、環境省「中央環境審議会合同部会地球温暖化対策税制専門委員会」、東京都「税制調査会」等の委員を務める。

（内容）

1. 日本財政の現状
 - ・2018年度一般会計予算における歳出
社会保障費 33.7%、地方交付税等 15.9%、国債費 23.8%
 - ・2018年度一般会計予算における歳入
租税及び印紙収入 60.5%、公債費 34.5%
2. 社会保障の財政規模
 - ・社会保障費の増（平成2年度 11.6%⇒令和元年度 34.0%）
 - ・社会保障費支出の国際比較
日本 22.7%、米 19.1%、英 22.8%、独 26.1%、スウェーデン 27.8%、

仏 31.8%

- ・福祉国家モデルの3類型
 - 普遍主義モデル・社会保険モデル・市場重視モデル
 - ・日本の社会保障の特徴
 - 当初ドイツ型社会保険システムがイギリス的普遍主義的方向へ
 - ・医療保険の場合—後期高齢者医療制度の創設
3. 日本の社会保障制度と費用負担原理
 - 年金・医療・介護の職域ごとの社会保険方式の採用
 - 無年金・低年金の問題
 4. 法人税率の推移
 5. 近年の法人税改革
 6. グローバル化と税制
 - 経済のグローバル化に対応可能な国内税制改革、公平な税制の確立、消費税を社会保障の機能充実とセットで考える。

講義②

「超高齢社会の現状と

地域包括ケアシステムによるまちづくり」

東京大学高齢社会総合研究機構 特任教授

辻 哲夫 氏

(講師紹介)

1971年東京大学法学部卒業後、厚生省（現厚生労働省）入省。老人福祉課長、国民健康保険課長、大臣官房審議官（医療保険、健康政策担当）、官房長、保険局長、厚生労働事務次官等を経て、2009年東京大学高齢社会総合研究機構教授、2011年同機構特任教授、現在に至る。厚生労働省在任中には、医療制度改革などに携わる。

(内容)

1. 超高齢社会の到来—未知の時代の到来
 - ・個人の長寿化（人生100年）、社会の高齢化（75歳以上・85歳以上）
 - 認知症の増大（共に暮らす社会）、高齢者一人暮らしが基本、
 - 2040年（高齢者数の最高年）までが日本の正念場

2. 高齢者介護施設の現状と課題
 - ・ 高齢者数の急増—予防を重視したサービスモデルへ転換
 - ・ 認知症高齢者の急増—認知症に対応したサービスモデルへの転換
 - ・ 高齢者世帯の急増—単身高齢者に対応したサービスモデルへ転換
3. 地域包括ケアシステム
 - ・ 地域包括ケアというまちづくりがベースに生活習慣病の予防と介護（フレイル）予防、虚弱期のケアシステムの確立、医療政策と地域包括ケア
4. 地域就労支援の重要性
 - ・ 人生 100 年時代の再設計—最後は地域で老いていくことができるように、地域を高齢者が支える
 - ・ 肩書を捨てて地域で個人として生きる自覚
定年後、培ってきた経験・能力を地域で活かす
5. 地域包括ケアシステム
 - ・ 介護、医療、予防、住まい、生活支援
 - ・ 在宅医療の重要性
6. 超高齢人口減少社会のまちづくり
 - ・ 未知の社会に向かっている
 - ・ 都市近郊の住宅団地の再生が大きな課題
 - ・ コンパクトシティ
7. 政策の理念と財源の重要性
 - ・ 2040 年をイメージすること
 - ・ 地域包括ケアの深化
 - ・ すべての人の尊重と共生社会の実現—障害についての理解と子育て支援
 - ・ 財源の確保—今後の負担増は国民の助け合い

1月28日（火）

講義③

「子ども家庭福祉の現状と課題」

関西大学人間健康学部人間健康学科 教授

山縣 文治 氏

(講師紹介)

大阪市立大学卒業後、同大学院に進学しつつ、児童養護施設の指導員を務める。日本子ども家庭福祉学会会長、社会福祉学会理事などの学会活動のほか、厚生労働省「今後の児童家庭相談体制のあり方に関する研究会」座長、社会保障審議会臨時委員、大阪市の行動計画策定委員長など、子ども家庭福祉行政などでも活動。2004年には、子育て支援の拠点「みなくるハウス」を設置し、地域活動も手がけている。1982年大阪市立大学生活科学部助手、1991年同講師、1994年同助教授、2003年同教授、2010年より現職。

(内容)

1. 子育て施策をめぐる環境
 - ・ 2040年市町村はどうなっているか
消滅可能性都市（子どもの出生率と出産可能な若い女性の人数で判断）
限界集落（高齢化率で判断）
 - ・ 人口はどこまで維持できるのか
 - ・ 保育所・幼稚園はどうなってきたのか
公立幼稚園が減少し、民営子ども園が増加する
 - ・ 就学前の子育て支援は大丈夫か
認可外施設が3歳未満の場合、全体の65%を占め、就学前全体でも35%を占める
2. 子育て支援の重要性
 - ・ 現代社会にはびこる3つの病気
生活経験欠乏症、情報依存症（知識肥満症）、責任転嫁症（自分勝手症）
 - ・ 子育て支援の目標
現実的解決、対処能力の獲得、地域生活力の向上
3. 子ども虐待について
 - ・ 経済的要因は様々な問題に影響する
 - ・ 社会的孤立は様々な問題に影響する
 - ・ DV家庭では、子どもの虐待も起こりやすい
 - ・ 乳幼児期のネグレクトは死につながる
 - ・ 大人は自分の非を認めるのが苦手である
 - ・ 虐待は様々な組み合わせられる
 - ・ 暴力的であろうが愛着的であろうが、完全に支配されていると、本当

のことをいいにくい

- ・他の対応方法がわからず、無意識的に虐待している人も少なくない
- ・人間には回復力がある
- ・人は楽しく生きたいと思っているが、楽しさは人によって違う

講義④

「障がい者の就労と暮らしの支援について」

東近江圏域働き・暮らし応援センター“Tekito-”センター長

野々村 光子 氏

(講師紹介)

滋賀県竜王町出身。精神保健福祉士。2015年ふるさとづくり大賞個人表彰（総務大臣賞）受賞。“Tekito-”では、480社に及ぶ企業・事業所と連携し、障がいのある人やひきこもりの人の就労と生活の支援を行う。市民活動が活発な東近江の地域特性を活かし、さまざまな企業・事務所・市民活動と出会う機会を創出。これらを通じて、障がい分野以外の地域課題にも取り組んでいる。

(内容)

1. 働き・暮らし応援センター事業

- ・障がいのある方の就労実現を行うため、多岐にわたる他機関との連携を含め、必要な生活支援の実施と共に、障がい者の就労ニーズと企業の雇用ニーズをマッチングさせ、就労の促進を図る
- ・滋賀県内を8圏域に分け、東近江地域（圏域人口21万8千人）担当がTekito-である。Tekito-が設立されて、16年目になる。
- ・Tekito-のワーカーは8名、利用者819人。
- ・10年後を見つめた就労支援。就労支援を看板に掲げながら、就労を目標とせず、生き方を大事にする。「働く」とは、人の想いが重なって大きな力になる
- ・企業に対し、企業にしかできない応援を求める
「遠慮はいらん、配慮をください」

2. TEAM 困窮

- ・仕事の受け皿を作る
- ・一人ひとりの得意を発見する

・地域を救う力—人材不足を補う（未来への下ごしらえ）

令和元年度 第3回 市町村議会議員特別セミナー所感

東野 敏弘

日々めまぐるしく変わりゆく国内外の情勢の中で、地方議会の議員には、様々な行政課題について学び、施策を提案していくことが求められています。市町村議会議員特別セミナーは、そうした課題に焦点を当て、講義形式での研修が年3回企画されています。

今回の研修では、「福祉」という共通テーマのもと、各分野で活躍している講師の方からの4つの講義でした。その中で、特に考えさせられた2つの講義の所感を述べます。

講義①「超高齢社会の現状と地域包括ケアシステムによるまちづくり」

辻哲夫氏は、人類が経験したことのない超高齢社会が到来しており、人生100年を迎える長寿化にどう対応するのか、社会全体の高齢化・高齢者一人暮らしにどう対応するか、認知症高齢者の増加に伴い共に暮らす社会をどう創っていくのか、高齢者数が最高となる2040年までが日本の正念場になると警告をされました。

私は辻氏の講義を聞く中で、地域を高齢者が支える仕組みづくりが必要であり、定年後これまで培ってきた経験・能力を活かし肩書を捨てて地域で個人として生きる自覚が必要であること、また、元気に社会貢献や生きがい作りをするためにも、生活習慣病の予防とフレイル予防が大切であることを再認識しました。

辻氏は、すべての人の尊重と共生社会の実現のためには、障がいについての理解と子育て支援が必要であり、今後の負担増は国民の助け合い精神が求められると述べられましたが、疑問が残りました。国民相互の助け合いは必要ですが、国の果たすべき役割を明確に指摘されなかったことを残念に思いました。消費税増税の際の使い道についても、当初説明していたことと大きく異なるからです。

講義③「障がい者の就労と暮らしの支援について」

野々村光子氏は、16年前に東近江圏域働き・暮らし応援センター“Tekito-”を立ち上げられました。

野々村氏は、障がいのある方の就労実現を行うため、多岐にわたる他機関との連携を含め、必要な生活支援の実施と共に、障がい者の就労ニーズと企業の

雇用ニーズをマッチングさせ、就労の促進を粘り強く進めて来られました。野々村氏の個性的で精力的な取り組みにより、現在、Tekito-のワーカーが8人、利用者が819人にまでになっています。

野々村氏が力説されたことは、10年後を見つめた就労支援を行うことでした。就労支援を看板に掲げながら、目先の就労を目標とせず、利用者の方の生き方を大事にすることが大切だと話されました。また、企業に対し、企業にしかできない応援を求め、「遠慮はいらん、配慮をください」という説得で、企業と利用者・関係団体との連携を作り上げていかれたとのことでした。

障がい者の就労支援を具体的に行うために、働き・暮らし応援センター“Tekito-”とは別に、『TEAM 困窮』を立ち上げられました。『TEAM 困窮』は、様々な仕事の受け皿を作り、障がい者一人ひとりの得意を発見し、仕事と障がい者を結びつけていきます。田畑のあぜ道の草刈りや公園の草引き、薪割り、封筒入れ、企業からの内職、工場への時間勤務などなど。

地域の中で、地域が回る仕事の中にある仕組みを作り、障がい者が仕事を通じて自信を付け、人生の経験を積んでいく。そして、そのことが地域を救う力、人材不足を補うことにつながると話されました。野々村さんは、そのことを「未来への下ごしらえ」とよばれたことが特に印象に残っています。

西脇市においては、障がい者の方の困り事や就労等の相談窓口を「ういーぶねっと」や「ぱれっと」に委託されています。障がい者の方が、地域の一員として、地域の仕事に関わり、地域の企業にも貢献できる取組を粘り強く続けていくことが必要だと研修を通じて痛感しました。

『第2回多文化共生の地域づくりコース』

研修報告書



研修日時 2020（令和2）年2月3日～7日

研修場所 全国市町村国際文化研修所（JIAM）

主 催 公益財団法人 全国市町村研修財団
全国市町村国際文化研修所

報告者 東野 敏弘

2月3日（月）

講義①「多文化共生施策の現状と課題」

多文化共生マネージャー全国協議会

副代表理事 田村 太郎

1. 日本における外国人の様子
 - ・外国人住民の総数（在留外国人約 283 万人、非正規滞在者 7.9 万人）
国籍の多様化、在留資格の多様化、年代・世代の多様化
 - ・訪日外国人の増加（2015 年年間約 2,000 万人、2020 年 4,000 万人予想）
2. 多文化共生をめぐる施策の変遷
 - ・1990 年代－外国人受け入れ議論が活発化
 - ・2000 年代－「多文化共生の推進」を総務省が自治体に促す
 - ・2010 年代－外国人労働者受け入れの推進
3. 地域における多文化共生の推進
 - ・多文化共生で活力ある地域づくりを進めている事例
木下酒造（京丹後市）ニセコアドベンチャーセンター（倶知安町）
青山里会（四日市市）
 - ・自治体による多文化共生分野の事例
図書館での多言語蔵書・資料の配架（大阪市立中央図書館）
留学生による地域活動への助成金交付（別府市）
外国人防災リーダーの養成（総社市）
 - ・大学を核とした地域づくりの事例
アートアクセスあだち（東京芸大・足立区）
秋田公立美術大国際交流センター（秋田市）

講義②「地域における多文化共生施策のさらなる推進に向けて」

総務省自治行政局国際室

参事官補佐 高橋 範充

1. 在留外国人数の推移
兵庫県 2014 年 94,983 人、2019 年 108,392 人（5 年間で 13,319 人増）
加東市－外国人人口増加化率 150%（H26⇒H31 外国人人口 1,294 人増）、
全国 2 位

2. 国の取組

① 概要

- ・外国人材の受け入れ。共生に関する関係閣僚会議（H30年7月）

② 外国人労働者数の内訳（H30年 146万 463人）

- 身分に基づき在留する者（49.6万人）、就労目的で在留が認められる者（27.7万人）、特定活動（3.6万人）、技能実習（30.8万人）

- 資格外活動（34.4万人）

- 新たに、就労を目的とした在留資格者を追加・5ヶ年に延長（介護・ビルクリーニング・外食業・宿泊など）

③ 外国人材の受け入れ体制

- ・外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動
- ・外国人材の適正・円滑な受け入れの推進に向けた取組
- ・生活者としての外国人に対する支援
- ・新たな在留乖離体制の構築

④ 外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策

3. 総務省の取組

- ・地域における多文化共生プランの改定に向けた取組（H30年）
- ・多言語翻訳技術の高度化に関する研究開発（AI戦略2019）
- ・多文化共生アドバイザーの登録・派遣
- ・多文化共生地域会議
- ・災害時外国人支援情報コーディネーターの養成
- ・地域における多文化共生の推進に係る地方財政措置

2月4日（火）

事例紹介①「市町村における多文化共生施策」

美濃加茂市市民協働部地域振興課

係長 木下 泰範

1. 美濃加茂市の現状

- ・総人口 56,993人（男性 25,715人女性 26,216人）2019年4月1日現在
外国人 5,062人（男性 2,555人女性 2,507人）外国人比率 8.9%
- ・国籍別人口ーブラジル 2,204人、フィリピン 2,117人、ベトナム 375人

2. 美濃加茂市多文化共生推進プラン

地域が直面する様々な問題を解決するための、指標として策定
第1次 2009年～2013年、第2次 2014年～2018年、第3次 2019年～

3. 第1次、第2次での取組

- ・生活に必要な情報を、様々な媒体で提供
外国版広報、みのかもすぐメール
窓口での通訳をタブレットで実施、通訳翻訳業務職員の採用
- ・学習機会の提供
日本語講座、生活講座、外国人児童生徒学習支援事業
- ・日本人市民と外国人市民との交流

4. 外国人児童生徒に対する施策

- ・就学前－プレスクール（保育園に通園する園児に対し日本語教室）
- ・小中学校－のぞみ教室（初期適応教室）
国際教室（のぞみ教室周隆吾、一定の強化の指導を実施）
- ・外国人児童生徒学習支援－放課後に日本語学習や家庭学習の支援を実施
- * 中学3年生外国人生徒の高校進学率－22.2%（H13）⇒93.1%（H30）
- * プレスクール 313万円、のぞみ教室 2,527万円、国際教室 2,603万円
すべて市の一般財源

5. これからのビジョン

- ・制度的課題－入管法改正による更なる多国籍化⇒多言語化の対応が必要
『やさしい日本語』の利活用
- ・新たな課題－美濃加茂市で育った若い外国人の活躍の場がない
⇒キャリア教育の充実、企業事業所の協力
- ・引き続き取り組むべき課題
地域での日本人市民と外国人市民との共生
外国人市民のニーズをつかむ

事例紹介②「就労のための環境整備」

公益財団法人滋賀県国際協会

副主幹 光田 展子

1. 外国人の就労状況

- ・日本の就業者比率－多くの都道府県では、就業者比率は50%越え
- ・島根・徳島・愛媛は70%越え
- ・産業別就労比率－製造業39.2%、サービス業17.3%

2. 「しが外国人相談センター」の相談内容の多いもの

- ・定住者の指定の在留資格に関する課題
- ・留学生の在留資格、就職に関する課題

3. 就労に関する事例

- ・ 外国人就労、定着支援研修（日本語研修）
- ・ 外国人介護職員初任者研修

4. 外国にルーツを持つ青年へのサポート事業「就職フェア」

講義③ 「 学校の教育支援 」

新潟大学教育・学生支援機構

准教授 足立 祐子

1. 小中学校に在籍する日本語が第一言語ではない子どもたち
 - ・ 生活で使う言語と学習で使う言語
 - ・ 来日年齢と日本滞在状況によって異なる
2. 学校での日本語学習支援と教科学習支援
 - ・ 教員の養成と研修の重要性
 - ・ 生活に必要な言語取得（1～2年）、学習に必要な言語取得（5～7年）
 - ・ 自分の考えをまとめて言葉にすることが難しい
 - ・ 特別な教育課程が必要
3. 自治体や地域国際協会の職員ができるサポート

演習① 「 講義ふりかえり・討議 」

大河原コーディネーター（甲賀市国際交流協会事務局長）より甲賀市国際交流協会の取組紹介

甲賀市国際交流協会の取組

- ・ 甲賀市の総人口－90,708人、外国人－3,656人（住民の4%が外国人）
- ・ 外国人に立ちはだかる3つの壁－①制度の壁②言葉の壁③心の壁
- ・ 多文化共生の大切な三つの視点
 - ① あってはいけないちがいをなくす
 - ② なくてはならないちがいを守る
 - ③ ちがいを大切に作る社会をつくる
- ・ 甲賀市国際交流協会の活動
 - ① 姉妹都市との交流事業
 - ② 国際交流フェスター実行委員会制で

- ③ 会員・市民交流事業—おしゃべりカフェ
- ④ 日本語学習支援、日本語交流事業、優しい日本語啓発
- ・地域の共通語『やさしい日本語』
- 外国人も子どもにも分かりやすい日本語

課外学習①「グループワーク」

*各グループが、夕食をはさみ、自主的に討議を行う。

2月5日（水）

事例紹介③「災害時対応」

公益財団法人 京都府国際センター

課長 近藤 徳明

1. 外国人住民の防災意識
 - ・防災に関する知識や経験が不足しており、情報提供・訓練参加等の対策が急務
2. 京都府国際センター災害時支援事業
 - ・外国人住民のための防災オリエンテーション・訓練
 - ・災害多言語支援センター
 - ・災害サポート研修
 - ・災害時外国人支援ワーキング会議
 - ・防災ガイドブックの作成・配布
 - ・近畿地域国際化協会連絡協議会による共同事業
3. 熊本地震での支援活動

事例紹介④「生活相談」

横浜市国際交流協会

多文化事業担当職員 王 慶紅

1. 横浜に暮らす外国人の状況
 - ・40人に1人の割合（①中国②韓国③フィリピン④ベトナム⑤ネパール）
2. 横浜市南区に暮らす外国人の声—3つの壁（言葉・制度・心）
3. 国際交流ラウンジの取組
 - ・市民活動、生涯学習、多文化共生に関することの拠点施設

4. 学校の多文化ー外国につながる児童生徒（9,713人）、
日本語指導が必要な児童生徒（2,320人）
5. 多文化共生とは
 - ・国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと＝誰もが安心して暮らせる社会

講義④「日本語学習支援」

岡山大学大学院

准教授 中東 靖恵

1. 総社市の概要
 - 人口 68,994 人 (H31 年 4 月)
 - 在留外国人 1,684 人、人口比 2.43% (令和 2 年 1 月)
 - 27 カ国中、ベトナム人が最多 (50.8%)
2. 地域に暮らす外国人が抱える課題
 - ・1990 年入管法改正により、ニューカマーの増加・定住化・多国籍化生活に必要な情報が入手できない
 - 日本語ができず社会から孤立
 - 日本語学習を支援・促進する体制が未整備
3. 自治体による多文化共生施策
 - ・「生活者としての外国人」のための日本語教育事業
 - ・2019 年 6 月「日本語教育の推進に関する法律」成立
 - ・近い将来 国家資格「公認日本語教師（仮）」新設
4. 総社市の日本語教育事業（平成 22 年～）
 - ・平成 21 年 人権・まちづくり課内に国際・交流推進係を新設
 - ・平成 22 年 文化庁の日本語教育事業を受託
 - ・平成 31 年～総社市の独自財源で日本語教育

演習②「講義ふりかえり・討議」

課外学習②「グループワーク」

*各グループが、夕食をはさみ、自主的に討議を行う。

2月6日（木）

事例紹介⑤「自治会・町内会・地域コミュニティ」

川口市芝園団地自治会

事務局長 岡崎 広樹

1. 日本の外国人住民数の現状

- ・市町村別外国人住民数 2019 年
1位新宿区 43,068 人、2位川口市 35,988 人、3位江戸川区 35,710 人、
4位足立区 31,706 人
- ・外国人住民比率が高い自治体
1位北海道占冠村 26.1%、2位大阪市生野区 21.8%、3位群馬県大泉町
18.2%
- ・日本の将来人口の推計（外国に由来する人口）総人口比
2015 年 2.6%、2040 年 6.5%、2069 年 12.0%

2. 川口芝園団地の紹介

日本人 2,177 人、外国人 2,881 人（2020 年 1 月 1 日）
日本人住民（60 代以上 29%、40 代～50 代 18%）
外国人住民（30 代以下 53%）

3. 中国人住民の特徴

- ・30 代以下の若い子育て世代（中国系保育園も敷地内にあり）
- ・IT系企業に勤めるサラリーマン（大卒・大学院卒）
- ・生活に困っていない、子育てに対する関心が高い
- ・2～3年で引っ越ししてしまう

4. 生活習慣の違いに伴う問題の発生

5. 日本人同士も難しい「共生」

講義⑤「医療・母子保健」

長崎県立大学

教授 李 節子

1. 人のグローバル化の現状

- ・2019 年 世界人口 77 億 1,500 万人、世界の移住人口 2 億 7,200 万人、
世界人口の 3.5%（人類の 29 人に 1 人は、国境を越えて移住・暮らして
いる）
- ・2019 年 世界の観光客（宿泊者）15 億人

- ・持続可能な開発目標（SDGs）の理念－「誰一人として取り残さない」
今後 15 年間で 17 の持続可能な開発目標
その一つが「すべての人に健康と福祉を」
- 2. 全ての人への健康権保障
 - ・世界保健デー『誰もがどこでも保健医療を受けられる社会に』
 - ・世界医師会－人類への貢献に自らの人生を捧げることを厳粛に誓う。
 - ・世界保健機関憲章－『健康権は基本的人権である』
- 3. リプロダクティブヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康）
 - ・母子健康サービス－妊婦のケア、分娩時・産後のケア、
ジェンダーに基づく暴力の防止
 - ・子どもの権利条約－「親の不利益を得ない」
- 4. 新多文化共生時代の到来
 - ・日本に暮らす外国人住民－2018 年 273 万 1,093 人
 - ・在日コリアン人口の推移と歴史的背景
 - ・海外に暮らす日本人（2017 年）－約 467 万人
 - ・グローバル化は「お互い様」化
 - ・在日外国人－社会を構成する一員・生活者としての外国人
- 5. 在日外国人の医療・母子保健
 - ・親が外国人の子ども（2018 年）－3 万 4,765 人（27 人に）1 人
 - ・外国人の子どもが出生した時の手続き
 - ・日本での子育て－こんにちは赤ちゃん事業
 - ・婦人相談所の役割
 - ・外国籍住民の保健医療福祉
 - ・社会資源としての「医療通訳」－重要な人権課題

事例紹介⑥ 「共に生きる社会を目指して」

－ケアから考える新しい社会－

京都コリアン生活センターエルファ

事務局長 南 殉賢

1. 日本に在住するコリアン
 - ・日本の外国人登録者数約 282 万人、コリアン 47 万人、中国籍 78 万人
 - ・京都市の韓国・朝鮮籍 20,679 人、中国籍 12,396 人
 - ・外国人高齢者（65 歳以上）韓国・朝鮮系 12.8 万人、中国系 3.8 万人

2. コリアン高齢者が抱える問題

- ・ 社会保障制度に対する無関心と疎外感、無年金問題
- ・ 就学経験がない
- ・ 満たされなかった過去へのうっ憤、ふるさとを懐かしむ望郷の念

3. 介護事業所『エルファ』の設立（2001年1月）

- ・ 高齢化問題は在日コリアンの社会でも同様、ケアにおける多文化対応の必要性、在日コリアンの生活支援を専門化しよう！
- ・ 担い手の養成ー在日2世、3世がヘルパー2級資格を取得

4. エルファの活動

- ① 在日コリアンをはじめ外国籍住民と地域住民のための介護事業
- ② 在日コリアンをはじめ外国籍住民と地域住民の子育てを支援する事業
- ③ 在日コリアンをはじめ外国籍住民と地域の障がい者を支援する活動
- ④ 京都に現存するコリアン歴史的文化的文化保護のための活動

演習③ 「 講義ふりかえり・討議 」

2月7日（金）

演習④ 「 発表・講評・全体ふりかえり 」

8グループの発表

- 1班ー「もっと使（つか）おう！やさしい日本語（にほんご）キャンペーン」
- 2班ー「誰一人取り残されず避難所にたどり着くためにー南海トラフ地震の時にみんなが避難所へー」
- 3班ー「すべての住民のためのやさしい日本語プロジェクトー日本人こそ日本語を学ぼう！ー」
- 4班ー「World day campーwith Bosaiー」
- 5班ー「ワールドマルシェー地域を旅する 世界を旅するー」
- 6班ー「一度で二度 NGON! 料理と防災ーなかまとがくしゅう！おいしく、なかよくー」
- 7班ー「多言語総合窓口の設置ー夢ひろがる・人つながる・ともに生きるー」
- 8班ー「多言語インフォメーションビュッフェーあなたにピッタリのメニューーをどうぞー」

『第2回多文化共生の地域づくりコース』に参加した所感

東野 敏弘

この研修は、地域における多文化共生の課題を分野別に学び、自治体やその関係団体が施策を展開する際に、多文化共生に配慮できるよう理解を深めるためのものでした。また、外国人住民と共に、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら共に地域で暮らしていく多文化共生の地域づくりに必要な人材の養成（修了者を「多文化共生地域づくりサポーター」として認定）も目的に実施されました。

自治体職員、都道府県市区町村国際交流協会の職員等を対象としていますが、市町村議会議員も参加できます。3年前からは是非いきたいと思っていた研修でしたが、3年越しに希望がかないました。

西脇市においても、690人の外国人住民の方がおられます。(2019年12月現在) ベトナム国籍の住民314人、韓国・朝鮮籍の住民174人、中国国籍の住民69人、フィリピン国籍の住民58人、ネパール国籍の住民14人、そのほかの国籍の住民61人。

特に、ここ数年、ベトナム国籍で「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の転入者が増加しています。朝夕、自転車ですべて企業に出退勤している若者の集団に出会います。日曜日に、業務スーパー等でダンボール箱いっぱいの買い物をしている若者の集団、空き家やアパートで集団生活している若者の集団に出会います。

また、市内の小中学校に在籍している外国籍の児童生徒が8人います。その内、日本語指導が必要な児童生徒が4人います。

さらに、永住者71人、特別永住者164人の方もおられます。

様々な理由・目的を持って、西脇市にいられた外国人住民の方々が、いつか母国に帰ることがあっても、西脇市を、日本を好きになってもらえる取組が必要だと考えます。西脇市外国人住民の方との交流を深め、共に生きる西脇づくりを行う必要があります。

研修を通じて、外国人住民に係る西脇市の課題として私が痛感したのは、次の5点です。

① 外国人窓口の充実

- ・生活に必要な情報（ゴミ出し、災害時の避難所等）を、転入時の窓口

で行うとともに、様々な媒体で提供すること。窓口での通訳をタブレットで実施。「やさしい日本語」の活用できる職員研修。

② 学習機会の提供

日本語講座、生活講座の継続的な開催。

③ 外国人児童生徒に対する日本語学習や学習支援をきめ細かく行う

認定こども園・小学校・中学校での段階に応じた個別の日本語学習支援と教科学習支援を行う。

④ 日本人市民と外国人市民との交流を行い、共に生きる西脇づくり

⑤ 高齢化が進む永住者・特別永住者に対する高齢者施策の周知・理解

今回の研修では、講義・事例紹介とも中身のある内容でしたが、それ以上に56人の研修生が課題別に8班に分かれて行った演習が大変意義深いものでした。

課題は、①情報の分かりやすい伝え方、②地域住民と外国人住民の交流イベント企画、③外国人にもやさしい行政窓口づくり、④転入者向けのウェルカムパッケージづくりでした。私は、地域住民と外国人住民の交流イベント企画を選択しました。

私の班は、5班（7人）で、議員2人、市職員2人、国際交流センター職員3人の構成でした。提案した内容を紹介します。

◎テーマ『ワールド・マルシェ～地域を旅する・世界を旅する～』

◎事業主体・連携先

ワールドマルシェ実行委員会（事務局：国際交流協会）

友好団体・学校（留学生を受け入れている大学含む）

技能実習生を受け入れている企業・JICA

保育園・学童子育て支援センター・レストラン・料飲食組合

カルチャーセンター・自治体各署

◎対象—地域住民（不特定多数、全員）

◎目的—First Step!! 地域の人楽しく外国人住民を知ってもらう

地域で暮らす日本人住民と外国人住民の相互理解

今後の関係づくりのきっかけ

地域に暮らす外国人住民の活躍の場をつくる

◎いつ—一年1回継続的に行う。5月第3日曜日

◎どこで—楽しい広場（芝生広場、駐車場がある＝市民センター）

◎ワールドマルシェの内容

地域内外に問わず海外にまつわる何かを出店してもらう

とにかく楽しいイベント！

◎出店ブース

飲食ブースータイ料理・ラーメン・アルコールなど
アート・雑貨ブースー布糸（南米）、フェアトレード商品など
体験・カルチャーブースー日本の体験（巻き寿司づくり、けん玉など）
海外の体験ー海外の料理づくり、海外の子供のあそび
出張図書館ー海外の図書

◎ステージ

（音楽・踊り）フラダンス、サンバ、地域の踊り（総踊り）
地元の中学生・高校生（合唱・吹奏楽）

◎効果

イベントを継続していくことで、地域のなかで日常的に日本人住民と外国人住民が共に活動できる場が増えていく
例えば…外国人に地域でカルチャー教室を開いてもらう
市民ボランティアの育成、地域イベント（子育てや防災）への参加促進

また、グループ発表の中で、ぜひ西脇市でも採用したいと考えた発表を2例紹介します。

1班ー「もっと使（つか）おう！やさしい日本語（にほんご）キャンペーン」

◎目的ー自治体職員の「やさしい日本語」の意識向上

◎内容①ー職員研修「多文化共生マネージャーによる『やさしい日本語講座』」

◎内容②ーやさしい日本語を使った説明資料、窓口対応

◎内容③ー市民向けの出前講座、新規採用職員への研修

3班ー「すべての住民のためのやさしい日本語プロジェクトー日本人こそ日本語を学ぼう！ー」

◎行政・企業・学校・病院の日本語（文書・言葉）は複雑で、外国人だけでなく日本人にとっても分かりにくい。

◎内容ー「やさしい日本語」出前講座

- ・日本語講師と外国人講師を無料で派遣し、講習会とワークショップを行う。
- ・テーマ別「防災」「暮らしのルール」「行政の窓口」「一緒に働く」「カルタなどのゲーム」等。

第三期「地方議会における政策サイクルと評価モデル研究会」第2回会合・「議会評価モデル構築PT」第6回会合（合同開催）

地方議会改革プロジェクト第2回合同会合 報告書

日時 2020年2月7日（金）13時30分～

場所 日本生産性本部・経営アカデミー（東京・丸の内）

報告者 林 晴信

次第

13 : 30 ■開会

■基調講話「地方議会評価モデルの意義と課題」

江藤俊昭・山梨学院大学教授

13 : 50 ■議会評価試行結果報告

会津若松市議会・飯田市議会・甲府市議会・那覇市議会

船橋市議会

14 : 10 ■議会評価モデルについてのワークショップ

私のテーブルは、会津若松市議会 2 名・可児市議会 1 名・

あきるの市議会 1 名・飯田市議会 1 名と私

津軽石昭彦（関東学院大学法学部教授・ファシリテーター）

15 : 40 ■議会評価の普及方法についてのワークショップ

メンバーは同上

16 : 45 ■総括 江藤俊昭

17 : 30 ■意見交換会

所感

「地方議会における政策サイクルと評価モデル研究会」には私は第1期からのメンバーであるが、第2期は選挙もあり全休、第3期はPT（プロジェクトチーム）には参加しておらず、しかも第1回会合は台風のため不参加だったので、今回が第3期初参加となった。

第1期はこじんまりとした研究会だったが、第3期には事務局入れて総勢35名という大所帯になっていた。

会津若松市議会、飯田市議会、可児市議会、大津市議会、那覇市議会の第1期メンバーに加え、あきるの市議会、犬山市議会、甲府市議会、船橋市議会、武蔵野市議会、陸前高田市議会の議員や事務局職員が集う会合となった。

第1期では政策サイクルの確立に向けたモデル試案まではできていたが、評価モデルについては「非常に難しい」との声もあり、未確立で終わっていた。それが第2期を経て第3期に、試行版とはいえリリースすることができるのは、驚きとともに喜ばしいことだと思う。

ただ、評価モデルの正式版は記入するのも詳細項目になることから、どの議会でも行えるような15項目にまとめた「要約版」もリリースすることになっている。まずはこの要約版を全ての地方議会で行えるような環境整備が必要という認識でも一致している。

資料として要約版を添付するので見てもらいたいと思う。ただし、まだ「試行段階」であるので、今後、修正があることを付記しておく。

なお、正式版で、会津若松市議会が行ったものを私は持っているのですが、興味のある方は申し出てもらいたいと思う。会津若松市議会の評価シートはさすがに綿密に書き込まれているが、私の目に一番ついたのは「今後の議会を取り巻く社会環境の変化」の項で、2040年へ向かって、「地域内分権の拡大」「市街地の学校の統廃合の是非」「市街化調整区域の見直し」「公共施設の複合化を含む再編」等が記載されており、西脇市と課題は同じだということだった。それらの諸課題に議会がどう取り組んでいけるかということだろう。

実は「議会評価モデル」の「評価」という言葉にはアレルギー反応もあるので、私自身は使わない方が導入は進むと思っている。例えば「セルフチェックシート(自己分析表)」にするとか。やはり多くの議会でこの要約版を使い分析してもらい、議員間で討議して、自分たちの立ち位置を確認するという作業が大事だと思うからである。入口での障害はなるべくないほうがいい。また要約版の内容も、自分たちの議会は何ができていて、何ができていないかという強み弱みを知るものでもあるので、まさに自己分析というに相応しい内容だとも思う。

本当のことをいえば、この自己分析、自己評価に第三者評価（外部評価）を加えると完璧だとは思いますが、費用等の問題もありハードルは高いように思う。

江藤俊昭教授の基調講演の中では、議会の政策法務の重要性が説かれた。要するに立法機関としての議会である。個人の一般質問においても、その論点について議員間で討議していく必要性も説かれた。個人や会派だけでなく、委員会代表質問も行うべきと説かれたが、果たして西脇市議会ですることができるかどうかは、現状を見る限り、はなはだ心許ない気はする。まずは委員会の活性化から始めたいと改めて思う次第である。

また江藤教授は本会議における現在の討論のあり方を疑問視されていた。「あれのどこが討論なの？反対賛成の意見陳述でしょ」と。江藤教授は、討論は3回くらいやって、本当の「議員間討論とすべきだ！」と仰っていた。なお、茨城県取手市議会では既に討論を3回まで可能としている。取手市議会基本条例には「第11条 議会は、議事機関として、その意思決定に当たり、議員間の公平で自由な議論を尽くすため、本会議における議員の討論については、賛否を明確にし、一議題につき3回まで行うことができることとする。」と明記してある。参考とすべきではないだろうか。

さて、今後、この議会評価システムが浸透し、それによって議会が活性化し、住民にとっても「成果」が見えてくるよう「議会改革第2ステージ」が進展することを期待するとともに、西脇市議会でも積極的に取り組んでいきたいと思う。

※議会改革第2ステージとは？

議会の機能強化等形式を整えるのが第1ステージ。その機能を使って「住民のためになる成果」を出していくのが第2ステージ。

地方議会評価モデル (地方議会の成熟度基準)

要約版

初版



地方議会改革プロジェクト
2020年2月5日(水)

■地方議会評価モデルとは

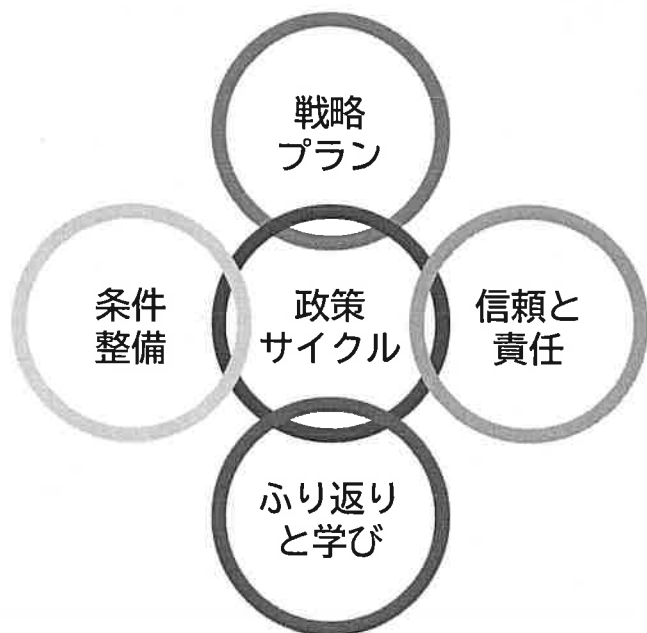
地方議会評価モデルは、「政策サイクル」を中心とした議会の活動過程と、議会の運営状況を確認するための基準です。イノベーションを実現する組織運営の考え方をもとにした枠組みと、先進的な議会改革事例をもとにした確認項目で、優れた成果を生み出すために必要な議会運営のあり方全体を確認し、さらなる改革に向けたヒントを探りましょう。

■なぜ、「政策サイクル」による「マネジメント」が重要なのか

「政策サイクル」とは、住民福祉の向上を実現するための、議会の基本的な活動プロセスです。政策形成や審議の過程に沿って、地方議会の様々な制度や活動が連動することで、さらに効果的な成果が期待できます。適切な「政策サイクル」を構築し、限られた人材や資源を最大限に活かして、議事機関としての「議会マネジメント」を実現しましょう。

■地方議会評価モデルの枠組み

地方議会評価モデルは、以下の五つの視点から、議会全体のあり方を、「成熟度」という尺度で確認します。



戦略プラン

理想的な姿の構想と具現化

政策サイクル

議会活動の基本的な要素

条件整備

議会が能力を発揮する基盤

信頼と責任

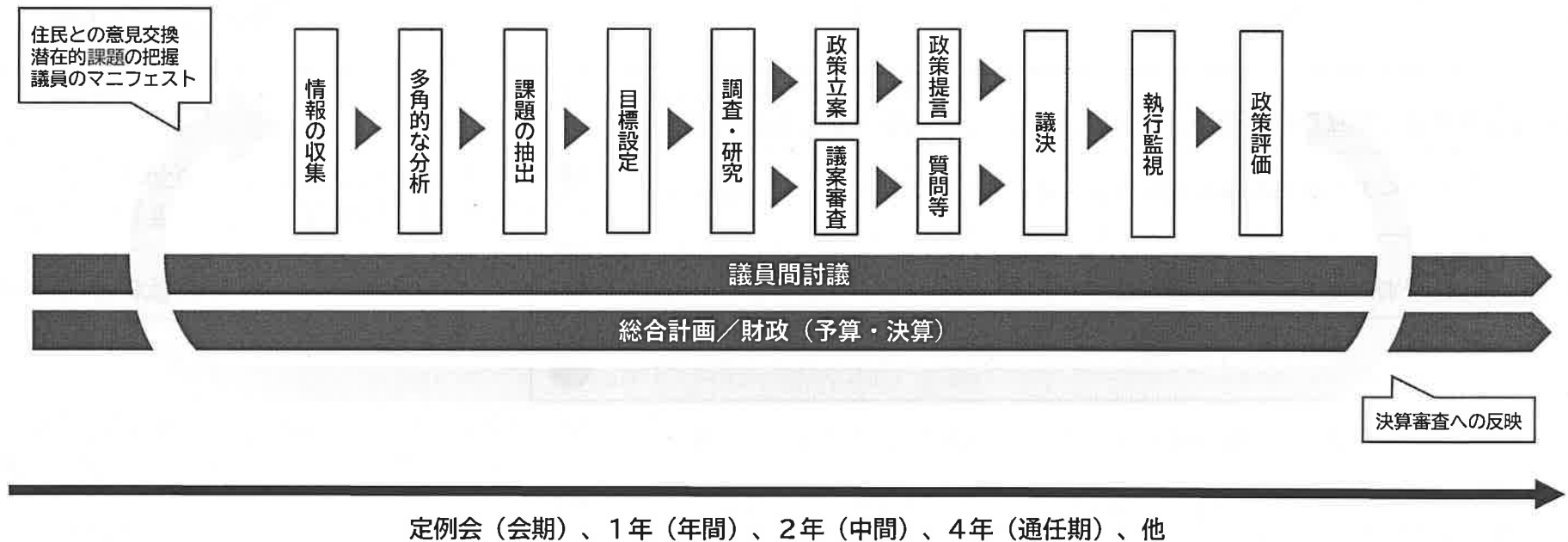
信頼を得るための取組み

ふり返りと学び

さらなる改革への取組み

■政策サイクル

政策サイクルは、議会改革をさらに進める上で、地方議会が備えるべき基本的な活動プロセスです。先進的な取り組みには様々な特色がありますが、本モデルでは以下のような流れを基本とします。



■「成熟度」という尺度(モノサシ)

「成熟度」とは、議会が「気づき」を生み出す組織的な能力をあらわすものです。以下の三つの選択肢をもとに、議会の状態を確認してみましょう。

| 議会の状態 | (認識) | (結果) | (方法) |
|-----------------|------------|-------------|-------------|
| 金 継続的に成果を生んでいる | 議会で共有している | 明らかな結果が出ている | しくみがある |
| 銀 取り組んでいる | 理解の程度に差がある | 一部で結果が出ている | その都度取り組んでいる |
| 銅 模索している | 認識し始めている | 生み出そうとしている | 模索している |

視点1
戦略プラン










視点2
政策サイクル

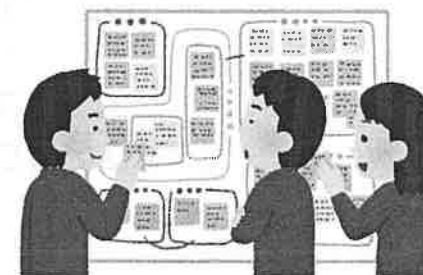
視点3
条件整備

視点4
信頼と責任

視点5
ふり返りと学び

活動の方向性づくりと具現化

| | |
|---|--|
| ①【理想的な姿の構想】 議会に期待される役割を踏まえた上で、めざすべき理想的な姿を構想していますか。 |  社会の変化に応じて議会の理想的な姿を追求し続けるしくみがあり、また、議会が目指している姿が、議会全体に浸透している。 |
| |  議会の理想的な姿が明文化されているが、議会内に理解が浸透していない。 |
| |  議会の理想的な姿を模索している。 |
| ②【政策課題の明確化】 情報を様々な観点から分析して、議会として取り組むべき政策課題を明確化していますか。 |  様々な観点の分析過程を踏まえて、議会として取り組むべき政策課題を明確化するしくみがあり、継続的にその直しも行われている。 |
| |  取り組むべき政策課題は明確化しているが、分析の観点が限られている。 |
| |  政策課題は明確化されておらず、その方策を模索している。 |
| ③【理想的な姿の実現】 理想的な姿を実現するための方策は、具体性があり、かつ、全体の一貫性がありますか。 |  理想的な姿を実現するために、明確な目標を設定し、計画的、体系的な取り組みを行っている。 |
| |  様々な取り組みは行っているが、それぞれが断片的なものになっている。 |
| |  理想的な姿を実現するために、具体的な方策に落とし込む方法が定まっておらず、そのやり方を模索している。 |



視点1
戦略プラン













視点2
政策サイクル

視点3
条件整備










視点4
信頼と責任

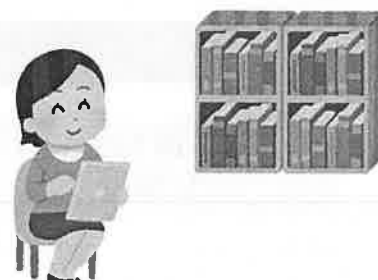
視点5
ふり返りと学び

議会の基本的な活動

| | |
|---|---|
| ④【住民との対話】 住民との意見交換会や、議会報告会を通じて、住民との対話をもとに情報収集に取り組んでいますか。 |  住民との対話やコミュニケーションによって得られた情報が、議会活動に反映される仕組みがあり、議会全体でも共有している。 |
| |  住民との対面での対話や、非対面でのコミュニケーションにより、住民との対話を通じた情報収集に取り組んでいるが、議会全体ではまだ共有されていない。 |
| |  住民との対話は十分でなく、そのあり方を模索している。 |
| ⑤【議員間の討議】 議員間で討議を実施するなど、論点の明確化や合意形成に取り組んでいますか。 |  議員間討議が日常的に行われ、機関意思の形成を意識した合意形成が実現している。 |
| |  議員間で議論を行っているが、必ずしも合意形成が実現されているわけではない。 |
| |  議員間の議論のあり方を模索している。 |
| ⑥【議案審査・政策立案】 調査活動などを通じて、議会独自の視点での議案審査や、政策立案が行われていますか。 |  調査結果を活用し、議会独自の視点にもとづく議案審査や政策立案を行っている。 |
| |  調査活動を行っているが、議会独自の視点に基づいて議案審査・政策立案を行うという意識は一部の議員のあいだでとどまっている。 |
| |  調査活動を通じた議案審査・政策立案のあり方を模索している。 |
| ⑦【総合計画・政策成果・決算の連動】 総合計画、政策成果、決算認定が連動する仕組みが構築されていますか。 |  議会として、決算時に総合計画の体系を踏まえて政策の評価を行い、その結果を次の予算審議時にも反映させている。 |
| |  総合計画の体系を踏まえた政策評価を行っているが、決算や予算とはまだ十分にひもづいてはいない。 |
| |  総合計画を頂点とした政策体系との整合性、政策の目的・成果に連動する予算（決算）審査のあり方を模索している。 |

能力向上と連携による組織的基盤の強化

| | |
|---|---|
| <p>⑧【能力向上】</p> <p>のぞましい議会運営を実現するために、議員と議会事務局職員が必要な能力の向上に取り組んでいますか。</p> | <ul style="list-style-type: none">  理想的な姿の実現に向けて、計画的・体系的な能力向上に、議会ならびに議会事務局全体で継続的に取り組んでいる。  能力向上の必要性を認識しているが、その取り組みは議会や議会事務局の一部にとどまり、継続的にではなく、必要に応じて、能力向上に取り組んでいる。  どのような能力を向上させることが必要かを模索している。 |
| <p>⑨【体制づくりと活動整備】</p> <p>のぞましい議会運営を実現するために、適切な体制づくりや、活動の整備に取り組んでいますか。</p> | <ul style="list-style-type: none">  過去の事例やしがらみに捕らわれず、理想的な姿の実現に向けて、望ましい体制や活動のあり方が模索されている。  先進事例等も踏まえ、より良い体制や活動の整備に取り組んでいる。  過去の事例等を中心に、体制づくりや活動整備を模索している。 |
| <p>⑩【内部資源と外部連携の活用】</p> <p>議会図書室やICTツールなどの情報インフラや、外部の大学の知見、他の議会等との連携を活用していますか。</p> | <ul style="list-style-type: none">  議会内の情報インフラや、外部との連携の枠組みを積極的に活用し、得られた知見も議会活動の様々な場面で活用されている。  議会内の情報インフラや、外部との連携の枠組みの整備に取り組んでいるが、得られた知見の活用は一部にとどまっている。  内部資源の活用のあり方や、外部の大学や議会等との連携のあり方、知見の活用方法を模索している。 |



視点1
戦略プラン










視点2
政策サイクル

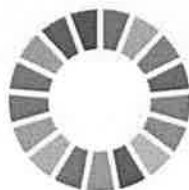
視点3
条件整備

視点4
信頼と責任

視点5
ふり返りと学び

議会に対する信頼の増進

| | |
|---|--|
| <p>⑪【法令等遵守】</p> <p>法令や政治倫理をはじめとした、社会からの要請に対応していますか。</p> | <p> 社会の要請に応じた政治倫理や、議員に求められる責任を、条例等の形でも明示している。</p> <p> 議会として法令等の遵守に取り組み、社会の要請へ応えようとしている。</p> <p> 各議員の責任で法令等の遵守に取り組んでおり、議会としての対応のあり方を模索している。</p> |
| <p>⑫【情報公開と説明責任】</p> <p>議会活動全般の情報公開は、説明責任を果たすものとなっていますか。</p> | <p> 説明責任を果たすための情報公開が実現しているとともに、媒体なども進化している。</p> <p> 情報公開に取り組んでいるが、説明責任を果たすには、まだ十分なものではない。</p> <p> 情報公開の必要性を認識しており、説明責任を果たすための情報公開のあり方を模索している。</p> |
| <p>⑬【危機管理】</p> <p>大災害等の非常時でも、議会が有効に機能するための準備が行われていますか。</p> | <p> 非常時の対応が明確化されており、その運用の訓練も定期的実施されている。</p> <p> 非常時の基本的な対応については、議会内で確認されている。</p> <p> 危機管理の重要性を認識しているが、具体的な対策は各議員の判断にまかせている。</p> |



視点1
戦略プラン







視点2
政策サイクル

視点3
条件整備

視点4
信頼と責任

視点5
ふり返りと学び

ふり返りを通じた改善

| | |
|---|---|
| <p>⑭【ふり返りの取り組み方】</p> <p>議会全体で、定期的な議会活動のふり返りが行われていますか。</p> | <p> 議会全体で定期的に議会活動のふり返りを行っている。</p> <p> 委員会などの個別の活動では、振り返りが行われている。一部では振り返りが習慣化している。</p> <p> 評価や検証など、ふり返りの必要性は感じているが、実際の活動ではふり返りを行うことが習慣になっていない。</p> |
| <p>⑮【ふり返りの結果の活用】</p> <p>ふり返りの結果から明らかになった課題が、全体で共有され、改善につながっていますか。</p> | <p> 任期や委員会の枠を超えて、課題を議会として引き継ぐ仕組みがあり、実際に実行されている。</p> <p> ふり返りを通じて得た課題は一部の議員間で共有されるが、議会としてどのように取り扱うかが明確ではない。</p> <p> ふり返りを通じて得た課題は全体で共有されることはなく、その活用方法を模索している。</p> |



日々の議会活動やふり返りを通じて得た「気づき」は、さらなる改善や改革へのヒントです。自らの議会の「優れているところ」や「改善すべきところ」を明確化しながら、「なぜ」そのような結果が生まれているのかを掘り下げて、議会改革の次の一手を考えてみるのはいかがでしょうか。

第10回質問力研修参加報告書

と き 令和2年2月8日(土) 午後1時～午後4時45分

ところ 龍谷大学

参加者 坂部武美・林晴信・村岡栄紀・村井正信

質問力研修の内容

第1講座 「質問力でつくる政策議会」

講 師 龍谷大学 土山希美枝教授

第2講座 「分権改革から20年—自治のゆくえを考える」

講 師 地方自治総合研究所 今井照主任研究員

第1講座 「質問力でつくる政策議会」

一般質問の重要性

- ・自治体は、「市民が必要不可欠とする〈政策・制度〉を整備するための機構」である。
- ・一般質問は、すべての議員が市政に関わるすべてのことを質問できる、そして議員による「わがまちの〈政策・制度〉の課題」についての争点提起の場である。
- ・しかし、議員が政策について提案できる場であるにも関わらず、十分に活かされていない。

一般質問が機能するために

- ・一般質問は、事実(問題提起)・分析(事実から言えること)・主張(言いたいこと)で構成される。
すなわち、取り上げる「現状」がなぜ問題なのか。「現状」を改善(新規)するための正当性を打ち出す。
- ・「困りごと」の当事者、課題の現場を特定する
- ・政策をめぐる情報を取得する
- ・登壇時に論点整理メモを活用する。原稿を読み上げるだけでなく、一般質問の論点を整理したメモを台に置いておき、論点に沿った質問を行う。
- ・市長の答弁に対し、「ありがとうございました」とのお礼ではなく、「市民への施策として良い答弁」との評価をすべき。

一般質問を「政策議会」の資源にする

- ・そのために、情報収集する力、争点に気づく力、分析する力、説明する力、議論する力など議員の総合的政策力を創っていくことが重要

第2講座 「分権改革から20年—自治のゆくえを考える」

下記の内容での講演があった。

- 1、分権改革から20年
- 2、第32次地方制度調査会の中間報告
- 3、第32次地方制度調査会の合併答申
- 4、今後の自治の動向について

今後の自治体に影響がある法律が検討されており、例えば、スーパーシティ法は、事業者が自治体の保有する情報（ビッグデータ、例・住民票等？）の提供を求めることができるようになる。そのためには、国は全国それぞれで運営している住民票のシステム統一化を進めるが、各自治体独自の政策に基づくシステムを別に作らなくてはならなくなる、などの問題があらわになっている。

平成の大合併に続くものとして、どの市町村も何らかの圏域に属する「圏域設定の網羅化」が検討されている。考えられている定住自立圏は、自主的に連携する市町村、連携が行われない市町村では県が連携の枠組みを策定し、その枠組に基づき「自主的」に連携する。それでも連携が進まない市町村には必要に応じて勧告して、「自主的」に連携するということが検討されている。そして、中心市には技術職などの職員を交付税で配置し、周縁自治体には技術職職員を減らしていく方向であるとのこと。これにより周縁自治体の衰退が加速する恐れがある。

所 感

坂部武美

○第1講座 「質問力でつくる政策議会」

以前、西脇市議会で土山教授から講義を受けた内容と重複する部分もあったが、質問力の重要性を再認識できたことは勉強になった。

なぜ一般質問をするのか。議員として課題解決のため、政策提言できる場であるから。

私は、目的+手段=政策であることを踏まえ、毎回一般質問をし、ある目的のために、一般質問という手段を用いてより一層の解決策や提言をしているつもりであるが、まだまだ不十分のようだ。

執行部からの提案内容は、間違っていない。しかし、それで十分かどうかを考えるのが議員であるが、議員一人ひとりの考え方が違うため、不十分と見るか見ないかで違ってくる。

では、なぜ質問しないのか。今のままで十分、市民福祉に役立っているからということになるのだろう。

執行部は間違っていないが、目的をどこに定めているかによって質問の視点は違ってくる。

では、あらゆる観点から一般質問できる議員が必要なのだろうか。

若者の立候補が少ないといわれる。若ければよいのか。様々な考えを持つ人がいてよい。

先の参議院選挙で、れいわ新選組から2人の障害者が当選した。果たして、現定数16人として、どのような人が立候補し当選し質問するのか。

論点整理の課題を箇条書きにして、一般質問に臨むことも必要と言われた。そのつもりなのだが、シナリオ通りになってしまっていることは反省する。次回からの一般質問に生かしたい。

○第2講座 「分権改革から20年—自治のゆくえを考える」

分権改革からの経緯と課題点を話されたが、正直、何が問題なのかが分からなかった。

ただ、広域連携、定住自立圏について、広域連携・補完は当然のことではあるが、総務省は、その中心と周辺という枠で考えようとしているようだ。

その結果どうなるのか。西脇多可圏域で考えると、西脇を中心に多可は周辺ということになり、自ずと都市機能の集積も西脇へということになるのかもしれない。

これは、都市計画におけるコンパクトシティにも言えるのではないか。中心市街地に福祉、商業、文化、医療等を集積し、居住誘導するものであるが、国や行政にすれば広いエリアで全ての都市機能を分散するよりも、集積した方が効率的であるのは言うまでもない。

しかし、周辺地域はどうなるのか。農村部においても都市機能の集積は必要である。なぜならば、そこに居住しているから。これが小さな拠点づくりであるが、西脇市でどのように進めていくのか。大きな課題である。

広域自立圏についても、考え方を整理したビジョンは策定されているが、実際、連携した事業は殆どない。

西脇多可でも、郷土資料館関係で西脇多可の文化財について共催し、順に展示会を開催している程度である。

なぜ、進みにくいのか。それぞれの自治体は自治体として、様々な単位団体にしても自負がある。共催した場合、見比べられるのを避けたいからだ。

地方公務員の社会貢献活動として、地域運営組織に自治体職員を従事させる兼業も考えられているようだが、例えば、地域自治協議会に職員派遣は可能かと考えると、確かに、職員能力があればスムーズに運営はできるかもしれないが、職員数が少ない中で、果たして可能なのだろうか。

派遣となれば行政の意向に沿った運営となることも当然考えなければならないのだが、地域の自主性から考えれば、事務局職員は地域の実情もある程度把握した人材を地域が採用する方が良いと言える。現在の西脇市の考えもこのようである。

市内8地域の自治をどのように進めていくのか。まずは、地域自治協議会の運営について整理し、リードし、プロデュースできる人材が必要と考える。

所 感

林晴信

土山教授の講演は何度か聞いているし、著作も多く読んでいたので、今回も再確認という意味合いが強い。

初めて聞いた時にも思ったのだが、一般質問は何のためにするのかということである。選挙で住民との約束を果たすためというのもあるだろうし（多くの場合、それは立候補の動機でもある）、市の様々な課題について自分なりの解決策を提案する場という意味合いもあるだろう。

そういう意味でも、「これなんですか」という窓口質問や市の事業の確認だけに終始する質問は「残念な質問」となる。東京大学名誉教授の大森彌氏も指摘するように「わからないことを尋ねるのは議会における質問ではない。調査してから見解を問うのが質問である」ということである。付け加えるならば、普段からの問題意識もなく、一般質問しても空虚なものになるだけである。

E B P Mという概念がある。これは Evidence-based Policy Making の略で、エビデンス（証拠・科学的根拠）に基づく政策立案という意味である。つまり何かしらの市の課題を解決しようとするならば、事実を収集し、分析し、自己の考えを加え、それを論点として政策を作るという視点である。今の西脇市議会の多くの一般質問ではそれができていないと思う。「残念な質問」は論外として、具体的な政策はなく、行政に何とかしろ！と言っているだけに私には見えてしまう。

また土山教授は一般質問を個人のものから「議会としてとりあげる質問」にするべきと説いている。西脇市議会も一般質問の結果を委員会へフィードバックする仕組みはあるが、活かされているとは言い難い。

質問の中でも特に政策提案型質問はプレゼンテーションでなければならない。誰に対するプレゼンテーションか？

それはもちろん、議会へである。議会を構成する議員たちがそのプレゼンテーションを聞いて納得・共感しなければ、政策としてダメなものであると思う。

しかし、それよりも、まず現在の西脇市議会では一般質問は低調であることが問題である。全てのデータを集めたわけではないが、近隣でも一般質問の数は少ないほうである。

昨年の12月定例会を見てみると、西脇市議会は7名、加東市議会は11名、加西市議会は12名、小野市議会は7名、三木市議会は8名、多可町議会は12名、北播以外でもお隣の丹波篠山市議会は15名、丹波市議会は16名だった。

小野市議会と並んで最下位の7名は名誉な事とは思えないのだが。

さらに毎回質問をする人は5名固定である。あとは2～3名が入れ替わるだけである。1年に1回とか2年に1回の人もある。

一般質問の数をこなすことだけが議員の仕事だとは思わないが、少なすぎるのは問題である。付け加えるならば、一般質問をあまりしない人ほど、委員会等での発言も少ない傾向にある。

土山教授は一般質問は地方自治法に定められた制度ではなく、会議規則に一文書いてあるだけのものであり、議員報酬には一般質問の分は1ミリも入っていない。しかし、議員に何故立候補したのか、どういう政策を訴えて議員になったのか、それを実現するためには一般質問は欠かせないものだ、と仰った。

私もそのように思う。

次に地方自治総合研究所の今井照氏の「分権改革から20年—自治のゆくえを考える」と題した講演があった。

90年代前半からの地方分権への流れ、とりわけ2000年からの地方分権改革の熱は、今はすっかり消え失せ、再び中央集権への戻りがあり、地方自治の危機を訴えるものだったが・・・氏の淡々とした口調もあってか、今一つ熱が伝わりにくかったように思う。

平成の大合併も、全国的には上手く行った地域もあるのかもしれないが、大半は過疎化に拍車がかかり惨憺たる有様になっているように感じる。都市機能の集約化をうたったところで、強制移住ができるわけもなく（憲法違反）、結局中途半端に終わるだけで、地域は過疎が進行、行政経費（インフラ設備等）の削減もできぬまま、緩やかに崩壊をしていく未来図を想像してしまうのは私だけなのだろうか。

地方創生と言いつつ、国へ計画書（総合戦略）を提出し、その認可を受けて、補助金等を有難く頂戴するというのは、地方分権ではなく中央集権そのものである。

とは言っても、行政現場では、「貰えるものは貰わないと損」「貰えないものでも努力して貰おうとするのが行政の役目」という意識があるはずなので、そう簡単なものでもない。

お上意識が無くならない限り真の自治は遠いのかもしれない。

所 感

村岡栄紀

土山教授の研修を受講して、まず一般質問とは議員の権利ではあるが、義務ではないということ。つまり、一般質問を行う、行わないは各議員の自由であり、その選択に対して、義務付けや拘束は一切ないものであるということです。しかし、一般質問はすべての議員が、市政にかかわるすべてのことを自由に質問できる機会であるので、これを有効活用するかしないかで、議員の真価が大きく問われてくるものだと私は考えます。

本市には予算を除いて常任委員会が二つあり、議員は所属していない委員会の所管事務に関しては意見を言ったり、発言をしたりすることができません。そして、そんな時に議員としてできること、力を発揮できるのが一般質問です。質問や自由な意見の表明、それに対する執行部の公式見解を得ることができ、

それらを通じて、市の争点を提起し、監査機能を行使したり、政策提案へと発展させていくことができるのです。

まずは個人の一般質問から委員会に繋ぎ、委員会から議会へ繋げていく。そうすることにより、一人の議員の一般質問が発展して、チーム議会となって意思決定を行い、市政を動かしていく。これからは、そんな議員や議会になる必要があります。そのためには、各議員が常に「まちをよくする」という意識をもって、市民の中に飛び込み、その中から出てきた課題や問題を、一般質問で取り上げる努力をしなければなりません。

そして、「まちをよくする」という意識を持つのが議員の責務であるのなら、すべての議員が定例会ごとに毎回一般質問を行うのが当たり前だと私は考えます。議員は常に「まちをよくする」という問題意識があるはずであり、一般質問を行わないということは、問題が何もない（そんなはずがない）ということになるからです。しかし、それは問題がないのではなく、問題意識がないということなのです。1月に西脇市議会主催で開催した「議員定数を考えるシンポジウム」においても、市民代表のパネリストの方から「議員は地域の声を拾ってほしい」「議員から市民に寄り添ってほしい」などといった声が多く出ていたのが、まさにその表れだと思います。

義務ではないとはいえ、権利を行使せず一般質問を行わない議員は、単に問題意識がなく、行政の施策に何も考えずに追認だけをする、所謂「何をやっているかわからない」議員であり、こういったことが議会不要論や議員定数削減論に繋がるのだと考えます。

現在、私は議会選出の監査委員であります。西脇市議会では、これまで議選監査委員は一般質問をしてはいけないという、暗黙のルールがあったようですが、（現在はそのルールはなくなりましたが、監査委員が一般質問をすることには、まだ周囲は抵抗があるようです。）これは、まさに時代遅れのナンセンスそのものであり、議員が一般質問をしないということは、議員としての責務を半分放棄しているのと同じであり、そんな議選監査委員なら即刻廃止した方がいいと考えます。

このように、一般質問は議員にとって非常に重要な場となりますので、行うからには「まちをよくする」良い一般質問にならなければなりません。これが今回の研修のメインであります。そのためには「事実」－「分析」－「主張」の構成の中で、優先順位や論点整理がしっかりできているのか。その質問は「まちをよくする」ために、問い質しているのか。その質問で「まちはよくなる」のか、そのために何を「問い質す」のか。その論点は、監査機能を果たすのか、政策提案機能を果たすのかなど、一般質問を機能させるための根底となる大切なポイントをしっかりと押さえることの必要性を学びました。

そして、一般質問を機能させるために必要なことは、情報で固めること。議員としてまちに飛び出し、「困りごと」の当事者や、課題の現場を特定し、現場でしっかり聴くことが非常に重要であるということ。特に大切なことは「事実」であり、事実としての現状、問題状況をしっかりと把握し、それに基づき事実から「言えること」を分析し意見を述べる、続いて分析したことに基づき、「言いたいこと」を意見として主張する。こういったフローをいかに構成していくかが重要であること。また、一般質問時には、読み原稿の横に論点整理シートがあれば便利だということや、質問の前段で「私はこういう質問をします」といった前置きをしておく、聞いている人は質問が入ってきやすいといったことなど、一般質問を伝わりやすくするためのテクニク的なことも非常に参考になりました。

最後に、良い「一般質問」とは、何が問題なのかが明確で、その論点根拠に「納得」させられる。問題を「問題だ」と言える、必要な情報が入っている。政策提案が具体的であり、わがまちの状況を反映している。聞いていてわかりやすい、伝わりやすいなど。そういった視点から、これまで自分自身が行ってきた一般質問を検証してみると、ただただ恥ずかしい限りであり、改善することだらけではありますが、改善することが多いということは、まだまだ十分に伸びしろがあるのだと解釈し、今回の研修を機に一念発起し、「まちをよくする」良い一般質問になるよう、これまで以上に凡事徹底、現場主義を貫き、毎定例会ごとのチャレンジを通じて、一步一步確実に前進して行く所存であります。

所 感

村井正信

第1講座「質問力でつくる政策議会」では一般質問の重要性を再認識した。すなわち立候補した時の「市政に対しての改善策」を実現するための道具であること、現状の市政のあり方への監視として指摘できることなど、年4回の一般質問は議員として市民の抱えている課題点を実現していくための有効な手段である。

自分自身は、「事実（問題提起）・分析（事実から言えること）・主張（言いたいこと）」については理解していたが、登壇時での「論点整理メモを活用すること」については新しい発見であった。ともすれば、原稿を読むことに集中しがちであるが、「論点整理メモを活用する」ことで、一般質問での質問と答弁がよ

りかみ合い充実するのではと感じた。早速論点整理メモを活用したい。

第2講座「分権改革から20年—自治のゆくえを考える」では、「分権改革から20年」、「第32次地方制度調査会の報告」等が説明されたが、内容についていけないところがあった。しかし、「今後の自治の動向について」では、上記報告にあるように西脇市にも直接影響があることを認識した。

「分権改革から20年」が過ぎ、地方分権が真の地方分権になっているのか疑問に感じるところ大であった。むしろマイナンバーカードなど情報の集中化に代表されるように、地方分権から中央集権に逆戻りしているように感じる。これに対して議員がどう考え、どう対処するのか大きな課題に気づいた研修であった。

自治体議会議員のための質問力研修

報告書

月 曜 会

中川正則、浅田康子、吉井敏恭

日 時 令和2年2月8日(土) 13:00~16:30

場 所 龍谷大学深草キャンパス

1 オープニングレクチャー

「質問力でつくる政策議会」

龍谷大学政策学部教授 土山希美枝

(1)自治体の役割と議会の役割「政策議会」を考える

- ・自治体は「市民が必要不可欠とする政策・制度を整備するための機構」である
- ・政策・制度を「より良く整備する」ことが自治体の目標である。議会や長はそのために種類の異なる権限を与えられた機構である
- ・政策・制度を「より良く整備する」「なにが必要不可欠なのか」「どれが効果の高い政策なのか」正解のない問いである。正解があるなら、議論は時間のムダである
- ・現実には「正解」がない中で「自らの決断」をしなければならない。自治体としてのその権限は最終的には議会にある

(2)政策議会の一般質問は

- ・所管の委員会に所属していなくても議案に無いことも質問が出来、自由な意見の表明が出来る。それに対して執行部の公式見解を得ることが出来る
- ・議員が自らの活動と知見を集約し、政策について問題点を論じ、提案できる機会であるが、十分に生かされていない

(3)一般質問が機能を発揮するための2つの課題

- ・その質問は「まちをよくする」ために「問いただして」いるか
- ・「議員おひとりが言っていること」になっていないか

(4)一般質問を機能させるために構造でとらえる

- ・一般質問は「事実」「分析」「主張」で構成される
- ・自分の一般質問の価値を確かめる
- ・監査質問は、取り上げる現状がなぜ問題なのか問題意識を伝える
- ・政策提案質問は、政策について改善や廃止も含めて提起する機能である

(5)一般質問を機能させるために情報で固める

- ・「困りごと」の当事者、課題の現場を特定する
- ・市政への議員の問題意識、市民相談など情報収集する

(6)一般質問を伝えるものにする登壇の前後

- ・何が問題なのかが伝わらず、答弁とかみ合わない事態を避ける

(7)良い「一般質問」とはどんな質問か

- ・監査機能、政策提案機能を果たしているか

(8)質問力を「政策議会」の資源に

- ・一般質問を議員一人のものにしない仕組み

- ・一般質問の中から委員会の所管事務調査などに取り上げる

(9)一般質問から考える自治体議会の再構築

- ・議会が信頼を得るといことはどういうことか
わがまちは議会があるから行政だけより良い状態である

2 基調講演

「分権改革から 20 年—自治のゆくえを考える」

自治総合研究所 今井 照

分権改革から 20 年

- ・国政上の地方分権の主な動き
1993 年 6 月 地方分権の推進に関する決議
2001 年 7 月 地方分権改革推進会議発
2007 年 4 月 違法文献改革推進委員会発足

第 32 次地方制度調査会の中間報告（2019 年 7 月 31 日）

- ・自治体が日々直面している地域社会や市民生活の課題や実感と大きく異なる

第 32 次地方制度調査会の合併答申（2019 年 10 月 30 日）

- ・平成の大合併の評価

市町村の平均人口・面積はほぼ倍増し、人口 1 万人未満の市町村数は大幅に減少した。これにより、多くの市町村において行財政基盤が強化されており、これまで以上に自立性の高い行政主体という基礎自治体の姿に近づいた。また、市町村合併後のまちづくりはいまだ進行中である。専門職の配置、組織の充実、行財政の効率化等合併の効果が現れていると評価されているが、生活基盤、社会基盤の劣化により人口減少が加速化している

今後の自治動向

- ・「圏域化」論の危険性

現実には起きていることは自治体内周辺地域の衰退の加速化である
地域の過疎化につながり一極集中の加速につながっている
中心市と周辺市の関係が主と従にならないか

所 感

中川正則

「質問力でつくる政策議会」 土山希美枝

「決断」という契機の重要性について述べられている『「正解」があるなら、議論は時間のムダ。だが現実には「正解」がないなかで「自らの決断」をせねばならず、自治体としてのその権限は最終的に議会にある。』

議員定数を市民に尋ねた今、議会が市民との信頼関係を構築できているかが問われる。市民の声を聞く・話し合いのあり方・課題の抽出・より良い政策への提言につなげる質問等々を通じて、西脇市議会としての政策議会像と議員像を更新すべきと感じる。

「分権改革から20年—自治のゆくえを考える」 今井 照

国政上の地方分権の主な動きから、今後の自治動向についての講義は「市町村合併」という国策が抱える様々な課題について説明されている。

今、自治体が政策上「連携・補完」を必要とするのは、人口減少社会に限らず必然。定住自立圏（中心市宣言）等で現実に起きていることは自治体内周辺地域の衰退の加速化を生んでいる。周辺地域の衰退に伴い、生活基盤・社会基盤・政治基盤に劣化が生じ、人口減少を加速させていく。西脇市の立場も検証すべきと感じる。

所 感

浅田康子

1 オープニングレクチャー

「質問力でつくる政策議会」

龍谷大学政策学部教授 土山希美枝

土山先生にはこれまでから西脇市議会にお越しいただき、議会の役割や一般質問の効果的な仕方、また、議員定数の考え方など講義をしていただいています。

1月25日に開催いたしました「議員定数を考えるシンポジウム」にもコーディネーターとして参加していただきました。

今回は、土山先生の質問力研修「質問力でつくる政策会議」と題した講義を受講するため龍谷大学深草キャンパスへ行ってきました。

いつも元気な弾丸トークの土山節が私は好きです。

私は3月定例会の一般質問に向けて以前から取り組んでいる課題があります。

私のモットーとしている「現場主義」で動いています。市民の困りごとの意見を収集し、なぜ問題なのか、何が問題なのかしっかり検証して問題点を問いただしていきたいと思います。

わがまちには、こういう課題がありこうしたほうがいいですよ、提案がわがまちにとって不可欠なことですよ。国・県・市でやっているが、わがまちではこんな問題点がありますよとしっかり伝えることが大切だと認識を新たにしました。今回の講義は、以前受けた内容とも重なるところがあり、さらに理解を深めることが出来ました。

土山先生の教えどおりの一般質問にはまだまだ至りませんが、今後、一般質問を行うときには今回学んだことをしっかり活かしていきたいと思います。

2 基調講演

「分権改革から20年—自治のゆくえを考える」

地方自治総合研究所 主任研究員 今井 照

基調講演の演題からして難しそうだなと少々敬遠気味でしたが、歴史をさかのぼり地方分権の成り立ちから現在までの流れは普段あまり聞くことのない内容でした。

2000年分権改革で生じたことは、地方自治法改正により3万人から10万人規模の新たな基礎自治体が市町村合併により形成されていくことが望ましい。国税から地方税への税源移譲。そして、平成の大合併へとつながるとのこと、「三位一体の改革」と言われていたことです。平成の大合併を①合併後、旧役場は規模が縮小され、職員も減り機能も後退している②地方自治組織も急減している③旧市町村には議員が一人もいない、投票所も減らされている④旧市町村の小中学校は真っ先に統廃合されると今井氏は分析されている。

いかにもと思う反面、その上でしていかなければならないこと、人口は減るが活力あるまちづくりを考えていくこと、西脇市ならどうするかを議員の立場で考えること等、課題を抱える内容でした。興味深い講演でした。西脇市が推し進めている立地適正化計画や学校学習環境規模の適性化等、私なりにわがまちの将来を描く良い機会となりました。

所 感

吉井敏恭

オープニングレクチャー「質問力でつくる政策議会」

龍谷大学政策学部教授 土山希美枝

自治体は「市民が必要不可欠とする〈政策・制度〉を整備するための機構」である。何が「必要不可欠」なのか？課題は無限で資源は有限である。

一般質問は、すべての議員が、市政にかかわるすべてのことを質問できる機会である。

〈政策・制度〉を「より良く整備する」ための争点提起の場である。

一般質問が機能を発揮するためには、一般質問そのものの課題、一般質問が機能しない背景や構造の課題を考えるべきであるとの説明を受けた。

自身の一般質問を考えると、自らの活動と知見を集約し、政策についてその問題を論じ、提案できているのか？下記の3つのポイントに注意し、今後の質問力の向上に役立てたい。

◎残念な質問、もったいない質問になっていないか

公表数字を確認するだけの質問、論点を入れすぎてぼけてしまった質問、一般質問としては個別的すぎる質問、合理的な根拠や論拠のない批判、国や県の政策や事業で市が関知できないことがらの質問、自身の政治信条の演説に終始している質問、一問一答のやりとりを続けるうちに混乱してしまった質問

◎論点の整理、一般質問の構成を確認する

- ・「事実」－現状、問題状況
- ・「分析」－事実から言えること
- ・「主張」－言いたいこと

◎情報で固める－「困りごと」の当事者、課題の現場を特定

- ・出典元が明らかでない情報に注意→ウィキペディア (Wikipedia)、Google
- ・有効な情報検索ツール

D-File (政策系情報の地元紙スクラップ)

日経テレコン (ビジネスに必要な情報を網羅した新聞・雑誌記事のデータベース)

e-Stat (政府統計のポータルサイト)

WARP (国立国会図書館インターネット資料収集保存事業)

Cinii (雑誌・論文情報) など

基調講演 「分権改革から 20 年—自治のゆくえを考える」

地方自治総合研究所 主任研究員 今井 照

講師の近著の紹介、東京都大田区役所の職員であった 45 歳当時のマッチポンプ質問のエピソードを交えて経歴が紹介あった。

そもそも 2000 年分権改革の理念は、国と自治体の関係が「上下・主従から対等・協力へ」であるとされたが、一方で「義務付け・枠付けの見直し」という名目で「地方分権」という「規制緩和」を進め、国から自治体の首長に結果責任をつけ回す結果となっている。

スーパーシティ法（国家戦略特別区域法改正）、スーパーシティ法と密接に関わる個人情報保護制度に係る国・地方の役割分担の在り方、「2040 構想」、2020 年 3 月末で期限を迎える合併特例法の延長について駆け足のお話を聞いた。

分権改革から 20 年、実際に地方で困っている問題とは無縁、霞が関や東京をベースとする方々に、果たして地方の本当の現場が皮膚感覚でわかるのかと厳しく指摘する声がある。もっとも同感する。

締めくくりに関後の自治動向として、公共私連携、地方公務員の社会貢献活動に関する兼業等、第 32 次地方制度調査会専門小委員会のテーマが紹介された。

講演を聞き終え、「平成の大合併」により 3,300 あった市町村が再編されたことで農村地域の町村が激減し農村部の政治的な存在感が衰えたこと、是正されるどころか加速する東京一極集中、スーパーシティ法案についての北村内閣府特命担当大臣の答弁等の日頃の思いや考えが繋がった。

第10回質問力研修受講報告書

報告者 村井公平
と き 令和2年2月8日(土曜日) 午後1時～午後4時45分
ところ 龍谷大学深草キャンパス

研修内容

第1講座 『質問力でつくる政策議会』

講 師 龍谷大学 土山希美枝教授

第2講座 『分権改革から20年ー自治の行方を考える』

講 師 地方自治総合研究所 今井 照主任研究員

1 『質問力でつくる政策議会』

- ① 自治体の役割と議会の役割・「政策議会」を考える
- ② 政策議会の一般質問は
- ③ 一般質問が機能を発揮するための2つの課題
- ④ 一般質問を機能させるために・構造でとらえる
- ⑤ 一般質問を機能させるために・情報で固める
- ⑥ 一般質問を伝えるものにする・登壇の前後
- ⑦ いい『一般質問』とは、どんな質問か？
- ⑧ 質問力を『政策議会』の資源に
- ⑨ 一般質問から考える自治体議会の『再構築』

『所 感』

上記の項目について講義を受けました。今まで土山教授に受けた講義内容や執筆されている本の内容と重複した部分も多かったように思いましたが、しかしながら、改めて再認識できたことが良かったと思っておりますが、私としても反省する点が多くあることを認識いたしました。例えば、質問内容がまちをよくするための質問なのか、原状確認はしっかりできているのか、自分自身で数字確認ができているのかなど質問内容が甘かったと反省いたしました。今回の講義の中で特に注目したのは、『一般質問を伝えるものにする・登壇の前後』でありました。これについては、一夜漬けの質問ではなく、抽出課題の整理、又、答弁調整についても、自分が考える論点（何が問題なのか）が伝わりかみ合った議論ができる論点整理したメモを作り答弁調整に臨む。また、質問台に立つ

ときの心得として目線や姿勢にも気をつけ、『まちの課題』を提起し議論を通じて納得を引き出す質問となることが重要であると教示されました。

一般質問は、十分な準備を行い、質問することについての戦略をたて、質問台に立つ際にも納得のいく議論ができる姿勢で臨むことが必要であると強く感じました。今後、このようなことが反映できればと思っております。

2 『分権改革から20年—自治のゆくえを考える』

- ① 分権改革から20年
- ② 第32次地方制度調査会の中間報告
- ③ 第32次地方制度調査会の合併答申
- ④ 今後の自治動向

『所 感』

主な講義内容は1999年7月に成立した、地方分権一括法以降の地方分権の流れでありました。主なものとしては、地方制度調査会の内容説明が多くありましたが、いろいろな学者の書籍の引用や法律の話もあり私自身は解りにくかったです。しかしながら、65歳以上の人口がピークを迎え、毎年100万人減少していくのが2040年ごろと言われている2040年構想や認定こども園、放課後児童クラブ関係についてもこういったところで議論されていることが解り勉強になりました。今後の自治動向として、①公共私連携 ②地方公務員の社会貢献活動に関する兼業 ③広域連携 ④行政のデジタル化、マイナンバー制度、地方公共団体の個人情報保護制度 ⑤地域のイノベーションを生み出す職員の育成、地方議会への多様な人材の参画促進等が検討されており、今後、注視していくべきだと思います。

令和元年度 兵庫県広報研究大会 参加報告書

日 時：令和2年2月13日（木）13：30～16：00

場 所：兵庫県農業共済会館 7階 大会議室

主 催：兵庫県、兵庫県広報協会

後 援：兵庫県市長会、兵庫県町村会、兵庫県市議会議長会、兵庫県町議会議長会

参 加 者：兵庫県内各市町・団体・企業等の広報・広聴担当者（約80人）

第67回兵庫県広報コンクール表彰式

事例発表〔広報コンクール受賞団体等 1団体〕

広報紙部門（市の部）特選・・・小野市

講 演

・「広報紙のキホン」（有田 佳浩 県編集・デザインディレクター）

大阪大学在学中に、編集プロダクションを立ち上げる。その後、同大学を中退し、大阪第一ホテルや京都センチュリーホテルでの広報業務を担う。「(株)彩都メディアラボ」のチーフ編集ディレクター等を経て、平成16年4月に編集・デザイン事務所「コペルニクスデザイン」を設立。世田谷の人気エリアを紹介する地域メディア「自由が丘℃」「駒沢公園倶楽部」「三茶TRIP」のプロデュースなどに取り組む。平成30年4月に兵庫県編集・デザインディレクターに就任。

・「HPとSNSのキホン」（瀧 大補 県メディアディレクター）

奈良先端科学技術大学院大学前期博士課程修了。在学中に個人でSNSを開発、その後「(株)アイライト」チーフエンジニア、「NPO法人ネットワーク『地球村』」ICT担当を歴任。個人事業「ASOBIWORKS」では、介護、公共政策、イベント、商店等、様々な事業のWeb広報業務を担当。平成29年3月、「(株)U.」を設立。映画「007-spectre」や「流浪人剣心 京都大火編」の特別プロモーションなど、公園・商業施設でのインタラクティブ(体験型)展示を手掛ける。平成29年、国際的なハッカソン大会「Junction ASIA Home Track」にて部門優勝。平成30年4月に兵庫県メディアディレクターに就任。

パネルディスカッション

質疑応答

第67回 兵庫県広報コンクール審査結果一覧表

※網欄部…全国広報コンクール推薦作品

1 広報紙部門

(1) 市の部

| 賞 | 市名 | 広 報 紙 名 |
|-----|------|-----------------------|
| 特選 | 小野市 | ONO Press (広報おの) 10月号 |
| 入選 | 川西市 | 広報かわにしmilife 11月号 |
| 入選 | 加古川市 | 広報かがわ 9月号 |
| 佳作 | 明石市 | 広報あかし 7月15日号 |
| 企画賞 | 淡路市 | 広報淡路 9月号 |
| 努力賞 | 芦屋市 | 広報あしや 7月号 |

(2) 町の部

| 賞 | 市名 | 広 報 紙 名 |
|----|-----|-----------|
| 特選 | 佐用町 | 広報さよう 8月号 |
| 入選 | 太子町 | 広報たいし 9月号 |

2 広報写真部門

(1) 一枚写真の部

| 賞 | 市町名 | 広 報 紙 名 |
|-----|-----|----------------------|
| 特選 | 加西市 | 広報かさい 7月号 |
| 入選 | 洲本市 | 広報すもと 8月号 |
| 入選 | 淡路市 | 広報淡路 10月号 |
| 佳作 | 赤穂市 | 広報あこう 1月号 |
| 企画賞 | 小野市 | ONO Press (広報おの) 6月号 |
| 努力賞 | 尼崎市 | 市報あまがさき 11月号 |
| 努力賞 | 芦屋市 | 広報あしや 9月号 |

(2) 組み写真の部

| 賞 | 市町名 | 広 報 紙 名 |
|-----|------|-----------------------|
| 特選 | 小野市 | ONO Press (広報おの) 11月号 |
| 入選 | 豊岡市 | 広報とよおか 10月号 |
| 佳作 | 猪名川町 | 広報いながわ 10月号 |
| 企画賞 | 三木市 | 広報みき 7月号 |
| 努力賞 | 相生市 | 広報あいおい 7月号 |

3 映像部門

| 賞 | 市町名 | 作 品 名 |
|-----|------|---------------------------------|
| 特選 | 西脇市 | この祭りが好き このまちが好き ～西脇市あばれ太鼓～ |
| 入選 | 明石市 | 明石市制施行100周年 未来へつなぐ100年 |
| 佳作 | 神戸市 | GOD street DOOR |
| 企画賞 | 猪名川町 | 消防隊長「イナショー45炎」～猪名川町を守る45人の隊員たち～ |

所感

岡崎 義樹

今回は、兵庫県広報コンクールに高瀬副議長と共に初めて参加しました。

兵庫県広報コンクールは毎年開催されており、41市町中26市町が参加され、広報紙を作成している各自治体のみなさんから、市民に伝えたいことは何か、どのような表現で伝えるかなど、工夫されている点や苦労話などを聞かせてもらいました。

広報紙部門で特選賞に選ばれた小野市の「ONO Press (広報おの)」と入選された川西市の「広報かわにし milife」の話を中心に、広報紙の作成について、現場の状況や年間目標をもつての取組、作成時間、取材についてなど、いろいろなエピソードを和やかに聞かせてもらいました。

次回は、広報広聴委員全員で参加しても良いのではと思いました。

特に気になったのが、スタッフが3～4人の少人数で広報紙の作成に取り組んでいることや写真のレイアウトの違いで大きく表現が変わること、男性と女性とでは取材方法の違いからかどうかは分かりませんが、市民の協力が得やすく、取材がスムーズにできることなど、いろいろなエピソードがありました。

また、製作時間についてロングスパンで取り組んだ自治体や、2色刷りで勝負をかけた自治体もありました。私自身、広報紙はカラーが一番多いと思っていましたが、それを覆されたように感じました。こうした広報コンクールは毎年行っているのでも、西脇市議会としても、今後の広報紙の作成について、広報コンクールを参考に研究しても良いのではないかと思います。

兵庫県広報研究大会は、毎年度末に開催されており、県内の広報担当部署が参加し、その年度の活動が顕著であった自治体の表彰や情報交流を実施している。西脇市もほぼ毎年入選しており、今年度は映像部門で特選（優勝）を受賞した。

私は年4回発行している西脇市議会の「議会だより」の編集を担当しているので参加した。他の行政の参加者と比べると議員は「議会だより」の発行がメインの仕事ではないので多少立場の違いは感じたが、より親しみやすい「議会だより」を発行することで、市民の議会への理解が深まり、市民と議会の距離が縮まると考えると軽んずることもできない。

今回参加してみて良かったことは、行政の担当者は市民に読もうという気持ちを持ってもらうためにさまざまな工夫をしていることを理解できた点だ。例えば、タイトルの付け方、写真や色の使い方、紙面のレイアウトなど、参加した自治体担当者の中で活発に情報交換している場に居合わせた



点は非常に有意義であった。ただ、私もこういった部分をそれなりに考えて編集していることは付け加えておきたい。

「議会だより」は、各議員の一般質問、討論、議案質疑、審議結果などが全体の半分を占めていて、各議員の作成した原稿や提出された写真などを最大限尊重する必要があるので、編集者として介入できる範囲に限界もあると思うが、今回学んだ「編集の心得」を心に刻み頑張りたい。